

みなと桜寿 サービス利用料金

令和元年10月1日現在

サービス利用料金は、介護保険法令に定める介護給付費（介護報酬）と、介護保険の給付対象とならない金額の合計額になります。また、利用者負担の減免制度などの対象者である場合は、その認定に基づいた負担額になります。

(1) 介護保険法令に定める介護給付費（介護報酬）は下記の金額になります。

(1ヶ月)

介護度	介護給付費	地域加算	保険給付額	自己負担額
	包括単位	(10.00)	9割	1割
要支援1	3,418	34,180円	30,762円	3,418円
要支援2	6,908	69,080円	62,172円	6,908円
要介護1	10,364	103,640円	93,276円	10,364円
要介護2	15,232	152,320円	137,088円	15,232円
要介護3	22,157	221,570円	199,413円	22,157円
要介護4	24,454	244,540円	220,086円	24,454円
要介護5	26,964	269,640円	242,676円	26,964円

※ 1ヶ月毎の包括費用（介護報酬の1割・一定以上の所得のある方は2割又は3割）です。

※ 介護保険から給付額に変更があった場合、変更された額に合わせ利用者の負担額を変更します。

※ 月の途中から登録した場合、又は、月途中から登録を終了した場合には、登録期間に応じて日割りした料金をお支払いいただきます。

※ 登録日とは、利用者に当事業所が実際にサービスの提供を開始した日であり、登録終了日とは、利用者と当事業所の利用契約を終了した日となります。

(2) 利用者がサービス開始日から起算して30日以内の期間につきましては、初期加算として、1日につき下記の料金を加算させていただきます。また、30日を超える入院等をされた後に再び利用を開始した場合も同様です。

介護給付費	地域加算 (10.00)	自己負担額 (サービス利用開始日から30日以内の期間、1日につき)
30単位	300円	30円

(3) その他の加算 (1ヶ月)

該当	項目	加算要件	自己負担額	備考
	認知症加算 (I)	日常生活自立判定基準Ⅲ以上	800円	(介護予防を除く)
	認知症加算 (II)	要介護度2かつ日常生活自立判定基準Ⅱ	500円	(介護予防を除く)
	看護職員配置加算	常勤かつ専従の正看護師を1名以上配置している		900円

	(I)		
	看護職員配置加算 (II)	常勤かつ専従の准看護師を1名以上配置している	700円
	看護職員配置加算 (III)	常勤換算方法で1名以上配置している。	480円
	サービス提供体制強化 加算 (I) イ	研修等を実施しており、かつ、従業者の総数のうち介護福祉士の占める割合が50%以上である。	640円
	サービス提供体制強化 加算 (I) ロ	研修等を実施しており、かつ、従業者の総数のうち介護福祉士の占める割合が40%以上である。	500円
	サービス提供体制強化 加算 (II)	研修等を実施しており、かつ、従業者の総数のうち常勤職員の占める割合が60%以上である。	350円
	サービス提供体制強化 加算 (III)	研修等を実施しており、かつ、従業者の総数のうち勤続年数3年以上の者の占める割合が30%以上である。	350円
	介護職員処遇改善加算	(基本+加算) サービス 料金 × 10.2%	自己負担額
	介護職員等特定処遇改善加算	(基本+加算) サービス 料金 × 1.2%	自己負担額

(5) 介護保険の給付対象にならない費用は、下記の金額になります。

項目	料金
食事の提供に要する費用	朝食 450 円、昼食 650 円、おやつ 100 円、夕食 550 円
おむつ等の介護用品	実費
宿泊代	1泊 2,800円
通常の事業実施地域を越える送迎費用及び訪問サービスの交通費	高速料金・関連交通機関利用料金の交通費実費
レクリエーション等の活動費	材料代や特別な行事の場合、実費をご負担いただく場合があります。
日常生活品（歯ブラシ等）の購入	代行して購入した場合、購入代金をご負担いただきます。
移送にかかる費用	通院や入院の移送を行った場合、車代等の実費相当額。
利用者負担が適当と認められる費用	テレビレンタル料1日100円、電気毛布電気料1日50円

※ 経済状況の著しい変化ややむを得ない事由がある場合、利用料金を変更することがあります。その場合は、変更を行う1ヶ月前までに変更内容・変更理由についてご説明します。

(6) 利用料金の支払い方法

費用の請求について	利用料金等の費用は、実施したサービス提供に基づき利用月ごとに計算し、請求書により請求します。 請求書は、利用月の翌月10日頃までにお届けします。
費用の支払いについて	原則として請求月の指定日に、請求書の合計金額を利用者の指定する金融機関の口座から自動引落しの方法とします。